

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
1	千代田区	千代田区役所 保健福祉部生活支援課	電話:03-5211-4126	①申請日において区内在住のひとり親、②養育費の取り決めや取得に要する経費を負担した方(注意) 令和5年4月1日以降が対象、③養育費を受け取る方(債務名義を有している方)、④養育費の取り決めの対象となる子を現に養育している方、⑤同一の事案について、過去に同内容の給付金を受けていない方(他自治体を含む)	公証役場に支払った公証人手数料(上限5万円)	【共通書類】①千代田区養育費確保支援事業助成申請書、②申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本、③世帯全員の住民票の写し 【公正証書作成費用助成】公正証書(強制執行認諾条項付き)の写し・公証人手数料の領収書	まずは電話にてご予約ください。	公正証書作成日から6か月以内に申請してください。
2	中央区	中央区福祉保健部子育て支援課子育て支援係	電話:03-3546-5350	申請日時点において、中央区に在住し、次のいずれにも該当する者。①養育費の取り決め対象となる児童(18歳年度末までの子)を現に養育している。②養育費の取り決めに関する公正証書を作成している。③養育費の取り決めに関する公正証書の作成費用を負担している。④過去に本事業による公正証書等作成費補助金又は他の自治体による類似の補助金を受けていない。	公証人手数料令で定める公証人手数料(上限4万3000円)	①中央区養育費確保支援補助金交付申請書(指定様式)、②公正証書作成費用を支払ったことが確認できる領収書などの書類又はその写し、③公正証書を作成した日が確認できる書類の写し、④公正証書の写し	必ず事前に子育て支援課まで相談してください。	公正証書作成日の翌日から6か月以内に申請する。
3	港区	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター家庭相談係	電話:03-5962-7214	区内に住所を有する18歳未満の者と同居している者で、次のいずれかに該当する方。 (1)離婚前後の親 (2)婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある親で、その関係の解消を考えている親及び解消後の親 (3)婚姻によらないで親となった者	公正証書作成費用等助成: 上限4万3千円	養育費等の取決めにに関する書面の写し(申請日より6か月以内のもの) 1.公正証書作成にかかる公証人手数料、2.家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代、3.家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用のいずれかを支払ったことがわかる書類(領収書の写し等) その他必要書類	あらかじめ問い合わせ先にご相談いただき、申請の資格要件等を確認してください	公正証書作成日から6か月以内に申請
4	新宿区	新宿区子ども家庭部子ども家庭課育成支援係	電話:03-5273-4558	次のすべてを満たす方 ①区内在住、②ひとり親家庭の方、又は、離婚協議中で離婚後に子を扶養する方、③養育費の取り決めに関する公正証書を作成または取得し、かつ費用を負担した方(強制執行認諾条項付きのものに限る)、④他の自治体において同様の事業の給付金を受けていないこと	公証人手数料令に定められた公証人手数料(上限2万円)	記載なし。	事前相談してください。	公正証書作成日から6か月以内に申請してください。
5	文京区	子ども家庭部子ども家庭支援センター家庭支援係	電話:03-3812-7111(代表)	文京区在住の18歳まで(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している養育者で、次のすべての要件を満たす方 ①養育費の取決めに係る債務名義を有していること、②養育費の取決めに係る費用を負担していること、③過去に同内容の補助金を別の自治体等の支給を受けていないこと	公正証書作成に要する公証人手数料等の費用(上限2万円、1人1回限り)	公正証書を作成した日から6か月以内に以下の書類を提出してください ①文京区養育費確保支援事業補助金(公正証書作成等手数料補助)交付申請書兼請求書、②戸籍謄本又は抄本(申請者ご本人様及び対象のお子様が載っているもの)、③世帯全員の住民票の写し、④養育費の取決めを交わした強制執行認諾約款公正証書の写し、⑤養育費の取決めに係る公正証書の作成費用の領収書等の写し(領収書には(1)宛先(2)領収年月日(3)領収金額(4)取引内容(但し書き)(5)領収者の住所及び氏名(6)領収印が必要になります)	事前相談してください。	公正証書を作成した日から6か月以内に申請してください。

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
6	台東区	台東区役所子育て・若者支援課	電話:03-5246-1232(直通)	1)台東区在住で、18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方 2)養育費の取り決めのため公正証書を作成した方(費用を負担していること) 3)養育費を受け取る方(＝債務名義を有している方) 4)すでに対象児童に対して他自治体等で同種の補助金の交付を受けた方は対象外です。	補助の対象となる費用 公正証書の作成・・・公正役場に支払った公証人手数料及びその他費用(申請者が費用を負担した場合に限ります) 補助金額 は、補助の対象となる費用の合計額(上限3万円)	公正証書や調停調書の作成日から6か月以内に申請してください。 申請書類は、いずれも原本をお持ちください。その場でコピーのうえ、ご返却します。 【必要書類 共通】□台東区養育費受け取り支援事業補助金交付申請書(区様式)、□住民記録情報等の取得等に関する同意書(区様式) 【公正証書の場合】公正証書(強制執行認諾文言がついているもの)、□公証人手数料の領収書	必ず事前(作成前)に相談してください。	公正証書を作成した日から6か月以内に申請してください。
7	墨田区	墨田区 福祉保健部 生活福祉課 相談係	電話:03-5608-6154	明記なし	養育費等支援事業を利用した場合、次の費用の補助を行っています。事業利用前に負担した費用は対象外になります。詳しくはお問い合わせください。 【養育費に係る公正証書等作成時の対象費用】 公正証書を作成した場合:養育費に係る公証人手数料	明記なし	養育費等支援事業を利用した場合、次の費用の補助を行っています。事業利用前に負担した費用は対象外になります。詳しくはお問い合わせください。	詳しくはお問い合わせください。
8	江東区	生活支援部 生活応援課 家庭相談係 窓口:区役所5階8番	電話:03-3647-7505	対象者(下記の全てに該当する方) ①申請日において江東区に居住するひとり親世帯等の方、②養育費の取り決めに係る経費を負担した方(補助対象は、令和4年4月1日以降に負担した経費となります)、③養育費を受け取る方(強制執行認諾条項付き公正証書を有している方)、④養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方、⑤同一の事案について、過去に同内容の補助金(他自治体による同趣旨の補助金を含む)を受けていない方	公正役場に支払った公正証書作成手数料(例)養育費を取り決めた額(※)が600万円の方は17,000円、※公正証書作成手数料は原則、取り決めた年数又は10年間のいずれか短い年数で計算します。	公正証書(強制執行認諾条項付き) 公証人手数料の領収書(注意)公正証書作成手数料の明細書がお手元にある方は併せてご持参ください。 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は抄本 世帯全員の住民票の写し 申請者本人の銀行等の口座番号が分かるもの(注意)一部金融機関は取り扱い不可 印鑑(スタンプ印不可)	明記なし	公正証書作成日から、1年以内に申請してください。
9	品川区	子育て応援課 ひとり親相談係	電話:03-5742-6589	品川区内に住所があるひとり親等で、次の要件をすべて満たす方 ・養育費の取決めに係る公正証書の作成費用を負担したこと ・養育費の取決めにかかる公正証書を有していること ・養育費の取決めの対象となる子を現に扶養していること ・専門相談員による養育費相談を受けていること ・過去に本事業による公正証書作成費用にかかる補助を受けていないこと	公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料(実費額)	1 子育て応援課で養育費について相談し、申請書類を受け取ります。※事前相談必須 2 公正証書を作成した日から6か月以内に、申請に必要な書類をすべて提出します。 3 支給対象となった場合には、区から決定通知が送られ、補助金が振り込まれます。	※事前相談必須	公正証書を作成した日から6か月以内に、申請に必要な書類をすべて提出します。
10	目黒区	子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係	電話:03-5722-9862	目黒区内に住所があり、次の要件をすべて満たす方 養育費の取決めの対象となる子を現に養育している 養育費の取決めに係る債務名義を有している 養育費の取決めに係る費用を負担した 過去に当該事業による補助金を受けていない	公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料(上限4万3千円)	申請書および添付書類をご提出いただきます。詳細はお問い合わせください。	明記なし	公正証書等養育費の取決めに交わした文書を作成した日から6か月以内

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
11	大田区	大田区福祉部 福祉管理課	電話:03-5744-1653	次の(1)～(5)にすべて当てはまる方 (1)申請日において、大田区内に居住するひとり親世帯の方 (2)養育費の取り決めに係る経費を負担した方 (3)養育費に係る債務名義を有している方(令和4年4月1日以降に作成されたものに限ります。) (4)養育費の取決めの対象となる児童を扶養している方 (5)過去に当該事業による補助金の交付を受けていない方	公証役場に支払った公証人手数料 【手数料の目安】 子ども1人の場合養育費が月額5万円の公正証書を作成した場合 公証人手数料 17,000円(補助上限額30,000円)	・申請書 ・裁判所の調停調書や判決書など ・収入印紙代の領収書またはレシート ・戸籍謄本等取得代の領収書またはレシート ・裁判所からの連絡用切手代の領収書またはレシート ・申請者及びその扶養している子の戸籍謄本または抄本 ・世帯全員の住民票の写し	事前にご予約のうえ、窓口 にお越しください	公正証書等を作成した日 から6か月以内
12	世田谷区	子ども・若者部 子ども家庭課	電話:03-5432-2569	(1)世田谷区内に居住されている方 (2)ひとり親家庭の方または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方 (3)公正証書等の債務名義作成にかかる費用を負担した方 (4)同一の事案(同じ内容の取決め)について他の自治体から助成等を受けていない方	公証役場に支払った公証人手数料 (費用の目安)養育費月額42,000～83,000円の場合、公証人手数料17,000円(上限額43,000円)	(1)公正証書(強制執行認諾条項付きに限る) (2)公証人手数料の領収書 (3)子どもの戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)または戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (4)世帯全員の住民票の写し (5)振込先に指定する口座情報がわかる書類	電話または電子申請により 事前に来所予約をお願いします。 【電話】03-5432-2569(子ども家庭課子ども・子育て支援) 【電子申請】「養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成 窓口予約フォーム」より事前予約。	公正証書作成日から6か月以内
13	渋谷区	子ども青少年課 子育て給付係	電話:03-3463-2558	1申請日時点で、渋谷区内に住民登録があり、ひとり親家庭である人 2養育費の取り決めに係る経費を負担した人 3養育費を受け取る人(養育費の取り決めに係る債務名義を有している人) 4養育費の取決めの対象となる児童(18歳になった最初の3月31日までの子)を扶養している人 5過去にこの補助金(他自治体による同趣旨の補助金を含む)の交付を受けていない人	公証人手数料令に規定する公証人手数料 補助金の上限額43,000円	・渋谷区養育費に関する公正証書作成手数料等補助金交付申請書 ・公正証書 (注)強制執行認諾約款付きのものに限ります。 (注)令和6年4月1日以降に作成されたものに限ります。 ・公証人手数料の領収書 ・申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本 ・世帯全員の住民票の写し ・申請者本人の口座情報が分かるもの(例)通帳、キャッシュカードなど ・印鑑(注)スタンプ印は不可 ・申請者の本人確認書類(例)マイナンバーカード、運転免許証など	明記なし	公正証書などの作成日 から6か月以内

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
14	中野区	子ども教育部 子育て支援課	電話:03-3389-1111	18歳(高校3年生等)までの子を養育している 区内在住のひとり親で次の要件をすべて満た す方 1 養育費の取り決めの対象となる子と同居し ていること 2 養育費の取り決めに係る公正証書や調停調 書等を所有していること 3 養育費の取り決めに係る費用を負担してい ること 4 過去にこの補助金の交付を受けていないこ と	負担している対象経費の額(上限20,000円) 1 公正人手数料令に定められた公正人手数料 2 養育費取り決めに係る家庭裁判所の調停申 立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本 等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代	・補助対象となる経費の領収書 ・公正証書等の養育費を取り決めたことが分かる公 的書類 ・申請者と対象となる子の戸籍謄本または抄本 ・世帯全員の住民票の写し ・口座がわかるもの(通帳・キャッシュカード等) ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)	補助金申請の前に、養育費 に係る相談が必要です。中 野区役所3階1番子ども総合 窓口まで事前相談にお越し ください。予約をしておくス ムーズに相談が行えます。	公正証書等の文書作成 日から6か月以内
15	杉並区	子ども家庭部 管理課ひとり 親家庭支援担 当	電話:03-3312-2111	区内に住所があり、次の要件の全てを満たす ひとり親の方 1 養育費保証契約締結費用支援」の助成を受け る方 2 養育費の取決めの対象となる児童(申請時 18歳未満)を現に扶養している方 3 過去に養育費の取決めに係る同内容の文 書で助成金(上記の「1 養育費保証契約支援 を除く)を受けていない方	1公正人手数料令(平成5年政令第224号)に 定められた公正人手数料のうち、令和3年4月 1日以降に養育費の取決めにに関する公正証書 (強制執行認諾約款の記載があるもの)の作 成に要したもの 2家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する 収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、 連絡用の郵便切手代並びに弁護士への相談 費用(令和4年4月1日以降の費用負担が対 象) 3弁護士会及び認証ADR事業者が実施する ADRに係る申込料、依頼料に相当する費用、1 回目の調停期日費用(令和4年4月1日以降の 費用負担が対象。ただし、弁護士会及び認証 ADR事業者が用意する場所以外の場所で調 停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費 その他実費を除く。)	1申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は 抄本(児童扶養手当証書、児童育成手当認定通知書 があれば省略可) 2作成した文書 3支給対象となる経費の領収書(宛名及び養育費の 取決めにに関する手数料の額がわかるもの) 4振込先の銀行口座がわかる通帳またはキャッシュ カード 5印鑑(朱肉を使うもの)	保証契約締結前に、事前予 約(電話:03-5307-0343)の 上、子ども家庭部管理課ひ とり親家庭支援担当窓口(区 役所東棟3階8番窓口)へ、 事前相談にお越しください。	保証契約締結後、6カ月 以内
16	豊島区	豊島区ひとり 親家庭支援セ ンター	03-3981-2119(直通)	豊島区の区域内に住所があり、次の要件の全 てを満たす方 ・児童扶養手当の支給を受けているかまた は、同様の所得水準にあること ・養育費の取り決めに係る債務名義を有して いること ・養育費の取り決めの対象となる子ども(18歳 に達した日以後最初の3月31日までに該当す る子ども)を現に扶養していること ・民間保証会社と1年以上の養育費保証契約 を締結していること ・過去に同内容の補助金の支給を受けていな いこと	公正証書等の養育費の取り決めに要する費 用に対して、全額補助金を支給します。	1.豊島区養育費に関する公正証書等作成促進補助 金支給申請書兼口座振替依頼書 2.申請者及び子どもの戸籍謄本(または抄本) 3.補助対象となる経費の領収書等 領収書には(1)宛先(2)領収年月日(3)領収金額(4) 取引内容(但し書き)(5)領収者の住所及び氏名、領 収印が必要です。 4.養育費の取り決めに交わした文書 確定判決や強制執行認諾約款公正証書、調停調書 など、債務名義化した文書に限りです。 5.印鑑	豊島区ひとり親家庭支援セ ンターで、事前に養育費の 取り決めについて相談をしま す。※事前相談が必要	保証契約締結後、6ヶ月 以内

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
17	北区	子ども未来部 子ども未来課 子ども未来係	03-3908-9097	1対象となる費用を支払った時点で北区に住 民登録のあるひとり親の方 2養育費の取り決めに係る子を現に扶養してい る方 3過去に養育費の取り決めに係る同内容の助成を 受けていない方 4公正 証書の作成、立替保証契約の締結等の翌日 から6か月以内の方	1公証人手数料令(平成5年政令第224号)に 規定する手数料のうち、養育費の取決めに関 する公正証書の作成に要したもの 2公正証書を作成する際にかかった収入印紙 代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の 郵便切手代	1交付申請書 2戸籍謄本又は抄本(申請者ご本人様及び対象のお 子様が載っているもので、発行から3か月以内のも の) 3世帯全員の住民票の写し(発行から3か月以内のも の) 4申請する費用のわかる領収書等 5作成した公正証書の写し(公正証書作成費用助成 の場合) 6保証契約書の写し(立替保証契約費用助成の場 合)	明記なし	公正証書の作成、立替保 証契約の締結等の翌日 から6か月以内
18	荒川区	子ども家庭部 子育て支援課 ひとり親・女性 福祉係	03-3802-3111	(1)荒川区内に居住している方 (2)実績報告までにひとり親となっている方 (3)養育費の支払に関する取決めに係る経費 を負担する方 (4)養育費の支払に関する取決めに係る債務 名義を取得する方 (5)現に養育費の支払に関する取決めの対象 となる児童を扶養する方 (6)公正証書等の作成前に事前相談(家庭相 談等)をしている方 (7)過去にこの補助金の交付を受けていない 方	補助の対象となる費用の合計額 (上 限3万円) (1)公証人手数料令に定められた公証人が受 ける手数料 (2)家事調停又は家事審判が成立した場合に おける当該家事調停又は家事審判の申立て に要する収入印紙代、戸籍謄本等の添付書 類の取得費用及び連絡に用いる郵便切手代	(1)交付申請書 (2)住民記録情報等の取得等に関する同意書 (3)世帯全員の住民票の写し((2)の同意書提出の場 合は不要) (4)その他区長が必要と認める書類	面接もしくは電話による相談 (ご希望に応じます) 毎週火曜・水曜(事前予約 制) (1)午後1時20分から2時20 分 (2)午後3時から4時 ※注釈 祝日・年末年始は 除く。 相談場所:区役所2階子育て 支援課	交付申請、公正証書等作 成、実績報告は同一年度 内に行う必要がありま す。同一年度内に行われ なかった場合は補助金は 交付できません。
19	板橋区	板橋福祉課総 合相談係、赤 塚福祉課総合 相談係、志村 福祉課総合相 談係	板橋福祉課総合相談係03-3579-2322(〒 173-0015 板橋区栄町36-1 グリーン ホール3階) 赤塚福祉課総合相談係03-3938-5126(〒 175-0092 板橋区赤塚6-38-1 赤塚支所 地下1階) 志村福祉課総合相談係03-3968-2331(〒 174-0046 板橋区蓮根2-28-1)	板橋区内に住所があり、次の要件のすべてに 当てはまるひとり親(離婚前も含む)の方 1養育費の取り決めに係る経費(養育費立替 保証の場合、初回保証料にかかる経費)を負 担した方 2養育費の取り決めに係る債務名義に定めた 債権者の方(ADRの1回目までの費用の申請 の場合は除く) 3債務名義:公正証書(強制執行認諾条項付 き)、判決書、調停調書、審判書等 養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養 している方 4過去に同内容の補助金(他自治体による同 様の趣旨の補助金を含む。)の交付を受けて いない方	公証役場に支払った公証人手数料(上限 43,000円)	(1)公正証書(強制執行認諾条項付き) (2)公証人手数料領収書 (3)申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本(発行1 か月以内のもの) (4)世帯全員の住民票の写し(発行1か月以内のも の) 注:(4)は省略できる場合があります。事前相談時に ご確認ください。	要事前相談	公正証書作成から6か月 以内
20	練馬区	生活福祉課ひ とり親家庭支 援係	03-5984-1319	(1)練馬区在住の方 (2)ひとり親家庭の方、または離婚協議中で離 婚後に子を扶養する予定の方 (3)養育費の取決めに係る強制執行認諾条 項付きの公正証書、調停調書、判決書等を作 成または取得した方	公証役場に支払った公証人手数料(養育費の 取り決めに係る部分のみ)です。 (費用の目安) 養育費月額42,000～83,000円の場合、公証人 手数料17,000円	(1)申請書 公正証書 人手数料の領収書 (2) (3)公証	要事前予約	公正証書や調停調書な どの作成日から6か月以 内

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
21	足立区	福祉部親子支援課	03-3880-5932 同区の「養育費に関する相談と支援」のホームページ上に問い合わせ用メールフォームあり	足立区内在住で、次の要件全てを満たす方 ・養育費の取り決めに係る公正証書を有している ・養育費の取り決め対象となる18歳までの児童を現に扶養している ・養育費の取り決めに係る経費を負担した ・過去に本事業による補助金を受けていない	上限5万円 養育費に関する強制執行認諾約款付の公正証書の作成にかかった費用を補助 対象となる費用 公正証書作成時の公証人手数料(弁護士費用は対象外)	事前相談で個別に必要な書類を案内	事前相談(予約制)が必要	公正証書作成日から6か月以内に必要書類を添付して申請
22	葛飾区	葛飾区子育て支援部子育て応援課 ひとり親家庭相談係	03-5654-8276 同区の「養育費の受け取りを支援します」のホームページ上に問い合わせ用メールフォームあり	葛飾区民で、下記要件の全てを満たす方 ・ひとり親家庭の母または父である方 ・養育費の取り決めに係る公正証書等により、養育費を受け取る権利を有する方 ・養育費の取り決めの対象となる子どもを現に養育している方 ・過去に同種の補助金(他の地方公共団体から交付されるものを含む)の交付を受けていない方 ・養育費の取り決めに係る公正証書等の費用を支払った方	助成限度額 43,000円 養育費に係る強制執行認諾約款付公正証書の作成に係る公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料	事前相談の際に提出書類等を案内する。	事前相談が必要	公正証書等作成日から起算して1年以内に申請
23	江戸川区	総務部人権・男女共同参画推進センター相談啓発係	03-6231-8150 同区の養育費確保支援補助金のホームページ上に問い合わせ用メールフォームあり	次の要件を全て満たす方 ・申請日において、江戸川区内に住所のある方 ・ひとり親家庭の方、または、離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の方(子は養育費の取決めの対象となる20歳に満たない方) ・公正証書作成の経費を負担した方(経費の負担が6か月以内のもの) ・過去に同内容の補助金(他自治体による同様の趣旨の補助金を含む。)の交付を受けていない方	上限43,000円 補助の対象経費 公正証書(強制執行認諾条項付に限る)作成のために公証役場に支払った公証人手数料(公正証書の作成に要した手数料のうち養育費の取決めに係る費用のみ。養育費の取決め以外(財産分与等)が含まれている場合は、養育費の価額の区分に応じた手数料が対象となる。	1 公正証書(強制執行認諾条項付に限る)の正本 2 公証人手数料の領収書 3 申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本(3か月以内に発行されたもの) 4 世帯全員の住民票の写し(3か月以内に発行されたもの) (注意)3,4は省略できる場合がある。事前相談時に確認する。	事前相談が必要	公正証書作成から6か月以内に申請
24	八王子市	子ども家庭部子育て支援課(母子・父子自立支援担当)	042-620-7300 同市の養育費確保支援事業のホームページ上に問い合わせ用メールフォームあり	・八王子市内在住 ・20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母、または父子家庭の父 ・各補助事業内容の要件を満たしている方 ・取り決めた経費を負担している ・取り決めた公正証書を有している ・対象の児童を扶養している ・過去に同様の補助金を受けていない	上限5万円 公正証書の作成手数料	・母子・父子の戸籍謄本 ・世帯全員の住民票の写し ・対象経費の領収書等 ・公正証書(強制執行認諾条項付き)	必要書類をそろえ、子育て支援課に申請 申請書類を市が審査し、決定通知書及び補助金交付請求書を送付	公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に申請
25	立川市	子ども家庭部子育て推進課 手当・医療費給付係	電話番号(代表・内線):042-523-2111(内線1344・1345・1346・1347・1348・1349・1350・1351) 同市の養育費確保支援事業のホームページ上に問い合わせ用メールフォームあり 電話番号(直通):042-528-4798	申請時に18歳未満の児童と立川市内に同居しているひとり親家庭世帯の方で、以下の要件を全て満たす方 ・養育費の取決めに係る経費を負担した方 ・養育費の取決めに係る公正証書を有している方 ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方 ・過去に養育費の取決めに交わした同内容の文書に係る補助金を交付されていない方	上限4万3千円 公証人手数料令に定められた公証人手数料	・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し(公簿により確認できる場合は、省略可能) ・補助対象となる経費の領収書等(宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所、氏名及び領収印の記載があるもの)の写し ・公正証書(強制執行認諾約款の記載があるもの)の写し ・振込先の銀行口座がわかる通帳またはキャッシュカード ・その他、必要に応じて提出を求める書類	子育て推進課への事前相談が必要	公正証書等を作成した日の翌日から6か月以内に、立川市養育費確保支援事業補助金交付申請書兼請求書及び必要書類を提出

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
26	武蔵野市	子ども家庭部 子ども子育て 支援課子ども 家庭支援セン ター ひとり親 支援担当	0422-60-1850 同市の養育費確保支援事業のホーム ページ上に問い合わせ用メールフォーム あり	武蔵野市にお住まいの20歳未満の子を養育 するひとり親等であって、次の要件を全て満た す方 ・養育費の取決めに係る経費を負担したこと ・養育費の取決めに係る公正証書を有してい ること ・養育費の取決めの対象となる子を現に養育 していること ・過去に同内容の文書に係る助成を受けてい ないこと	上限4万3千円 公証人手数料	・申請者及び養育する子の戸籍謄本又は抄本 ・申請者及び養育する子の属する世帯全員の住民票 の写し ・申請者が負担した公正証書作成の経費の領収書等 の写し (注意)領収書には宛先、領収年月日、領収金額、取 引内容、領収者の住所及び氏名、領収印が必要(戸 籍謄本等添付書類取得費用、収入印紙代、郵便切 手代を除く) ・公正証書の写し ・その他、市長が必要と認める書類(必要な書類があ る場合は、担当者からお知らせ)	申請者が電話等で必要な書 類を確認して申請書類を準 備し、市役所子ども子育て支 援課で申請(来所前に事前 の連絡をお願いしている)	公正証書作成日から6か 月以内
27	三鷹市	子ども政策部 子育て支援課 相談支援係	0422-45-1151(内線:2754) kosodate@city.mitaka.lg.jp	以下の全てを満たす方 1 三鷹市内に住所を有すること 2 離婚を 考えている父母、母子家庭の母、父子家庭の 父のいずれかであること 3 養育費の取決めの対象となる子(18歳に達 する日以後の最初の3月31日までの者)と同 居していること 4 助成の対象となる経費を負担していること 5 過去に同事業による同内容の助成を受け ていないこと 6 他の自治体から同内容の助成を受けてい ないこと	上限5万円 公正証書作成費用(公証人手数料)	1 調査同意書 2 申請者及びその養育する子の戸籍謄本又は抄本 3 申請者及びその養育する子の属する世帯全員の 住民票の写し (2及び3は、児童扶養手当証書の写し、ひとり親の 医療証など、ひとり親であること及び養育する子がい ることを確認できる公的な書類に代えることができる) 4 申請者が支払った助成対象となる経費の領収書 等の写し 5 クレジットカードにより支払った場合は、クレジット 契約証明書の写し(クレジット伝票の申請者控に領収 者が必要事項を付記したものを含む) (4及び5には、宛名、領収年月日、領収金額、取引 内容、領収者の住所、氏名及び領収印が記載されて いること) 6 養育費の取決めを交わした公正証書(強制執行 認諾文言が付されているもの)の写し 7 その他、市長が必要と認める書類 ※ これらの添付書類により証明すべき事実を子育 て支援課長が公簿等により確認することができる ときは、当該書類の添付を省 略することができる 場合がある。	郵送でも受付	公正証書を作成した日か ら6か月以内
28	青梅市	子ども家庭部 子育て応援課	0428-22-1111(内線2143) ひとり親福祉 担当	支援制度なし				

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
29	府中市	子ども家庭部 子育て応援課	042-335-4240 e-mail: kosodate04@city.fuchu.tokyo.jp	次のすべてに該当する市民の方 ・ひとり親家庭の母または父 ・養育費の取決めに係る経費を負担していること ・養育費の取り決めの対象となる20歳未満の子を扶養していること ・過去に同一の子を対象に、この補助金が交付されていないこと	上限4万3千円 公証人手数料令に定める公証人が受ける手数料	・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本 ・世帯全員の住民票の写し ・公正証書作成費用の領収書(申請者が負担したものに限る)の原本 ・印鑑 ・振込先口座が分かるもの ・養育費の取決めをした公正証書の正本	書類を揃えて子育て応援課へ申請	公正証書作成日から6か月以内に申請
30	昭島市	子ども家庭部 男女共同参画・女性活躍支援担当	ひとり親・女性支援担当 042-544-5111(内線番号:3101) 042-519-2277(直通)	支援制度なし				
31	調布市	子ども生活部 子ども家庭課	電話042-481-7093	市内に住所を有する18歳未満の子どもと同居している親で、次のいずれかに該当する方 (1) 離婚前後の親 (2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある親で、その関係の解消を考えている方又は解消後の方 ※上記の規定にかかわらず、過去に本事業による補助金(他の自治体による同様の趣旨の補助金を含む。)の交付を受けた方は対象としない。	公証人手数料(5万円を上限とし、本人が負担した実支出額とのいずれか低い額を支給)	ア 公正証書(強制執行認諾約款のあるもの) イ 補助対象となる経費の領収書	不要	公正証書を作成してから6か月以内
32	町田市	子ども生活部 子ども家庭支援課	電話042-724-4419	市内に居住し、18歳の3月31日までの子どもを養育しているひとり親で、次の全ての要件を満たす方 ・養育費の取決めに要する費用を負担していること。 ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること。 ・過去に同じ内容で補助金を受けていないこと。	公証人手数料(上限2万円を)	ア 公正証書 イ 申請者が支払った対象経費の領収書	事前に担当部署に電話	公正証書を作成してから6か月以内

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
33	小金井市	子ども家庭部 子育て支援課 子育て支援係	電話042-387-9836 E-mail:s050599@koganei-shi.jp	小金井市内にお住まいのひとり親家庭世帯の方で、以下の要件を全て満たす方 ア 養育費の取決めに係る経費を負担した者 イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者 ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者 エ 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書に係る補助金を交付されていない者	養育費の取決めに要する経費のうち、公証人が受ける手数料(補助金の交付対象者一人当たり上限5万円)	・小金井市養育費確保支援事業補助金交付申請書 ・調査同意書 ・申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本 ・世帯全員の住民票の写し ・申請者における次のいずれか ①児童扶養手当証書の写し(8月から10月までの間に申請する場合を除く。) ②前年の所得額(1月から7月までの間に申請する場合は前々年)、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族並びに特定扶養親族の有無及び数についての市区町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることのできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市区町村の証明書を含む。) ・補助対象となる経費の領収書等(宛名、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所、氏名及び領収印の記載があるもの) ・公正証書(強制執行認諾約款のあるもの)	不要	公正証書を作成してから 6か月以内
34	小平市	なし		なし				
35	日野市	健康保健福祉部 セーフティネット コールセンター ひとり親相談係	電話042-514-8546 MAIL:s-net@city.hino.lg.jp	日野市内に住所を有し、次の要件のいずれにも該当するひとり親等(離婚を考えている母若しくは父又は母子家庭の母若しくは父子家庭の父であつて、現に子を扶養している者をいう。) (1) 養育費の取決めの対象となる子(18歳に達する日以降最初の3月31日までの者をいう。)と同居していること。 (2) 児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の受給要件と同等の所得水準であること。 (3) 養育費の取決めや取得に要する費用を負担していること。 (4) 同一の事案について、過去に本事業に補助金(他自治体による同趣旨の補助金を含む。)の交付を受けていないこと。	養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令に定める公証人が受ける手数料(補助金交付対象者1人につき上限2万5000円)	(1) 補助対象経費に掛かる領収書等の写し (2) 養育費の取決めに関する公正証書(強制執行認諾約款付)の写し (3) 申請者及びその扶養している子どもの戸籍謄本又は戸籍抄本 (4) 申請者及びその扶養している子どもの属する世帯全員の住民票の写し (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要も認める書類	なし	公正証書を作成してから 6か月以内
36	東村山市	なし		なし				
37	国分寺市	なし		なし				
38	国立市	子ども家庭部 子育て支援課 子育て支援係	電話042-576-2105	国立市に居住しているひとり親の方で、次の1から4の全てを満たす方 1 補助対象の経費を負担した方 2 養育費の取決めについての債務名義を有している方 3 養育費の取決めの対象となる子を現に扶養している方 4 同一の債務名義の取得について、過去に同種の補助を受けていない方	対象者が負担した経費(上限5万円)	1 戸籍謄本 2 世帯全員の住民票 3 公正証書	提出書類の確認等のため、 子ども家庭部子育て支援課 くにたち子育てサポート窓口 (市役所1階20番窓口)にて 事前相談	公正証書を作成してから 6か月以内
39	福生市	なし						

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
40	狛江市	子ども家庭部 子ども若者政 策助成支援係	電話03-3430-1277		公証人手数料(上限4万3000円)	1 領収書等の写し 2 公正証書等の写し 3 その他市長が必要と認めるもの	申請に必要な書類につい て、申請前に要問い合わせ	公正証書を作成してから 6か月以内
41	東大和市			支援制度なし				
42	清瀬市	福祉子ども部 子育て支援課 子育て支援係	042-497-2088	(1)申請時点で清瀬市に住所を有していること (2)ひとり親で、養育費の対象となる児童(18 歳に達した日以後最初の3月31日までに該 当する子ども)を現に扶養していること (3)養 育費の取決めに係る債務名義を有しているこ と (4)過去に当該事業による補助金を受けて いないこと	養育費に関する公正証書の作成に要した経 費(公証人手数料令(平成5年政令第224号) に定められた公証人手数料)で、かつ、対象者 が支払ったものに対して、実際に要した経費と 4万3千円を比較して少ない方の額	(1)申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又 は戸籍抄本 (2)世帯全員の住民票の写し (3)補助対 象経費の領収書等の写し (4)公正証書の写し (5)そ の他市長が必要と認めるもの ※公簿等によって確 認することができる場合は、当該添付書類を省略す ることができる。	要	公正証書を作成した日以 降6か月以内
43	東久留米市			支援制度なし				
44	武蔵村山市			支援制度なし				
45	多摩市	子ども・若者政 策課手当・医 療・相談担当2	042-338-6833	多摩市に住所を有するひとり親等のうち次の 全ての要件を満たす者 (1)養育費の取決めの 対象となる子(18歳に達する日以後最初の3 月31日まで。)と同居し、扶養している者 (2) 養育費の取決めや取得に要する費用を負担 している者 (3)過去に同一案件で多摩市又は 他自治体から同補助金を受給していない者	養育費の取決めに関する公正証書作成に要 する費用のうち、公証人手数料令(平成5年政 令第224号)に規定する公証人手数料及び連 絡用郵便切手代と5万円とを比較し、いずれ か少ない額	(1)申請者及びその扶養している子の戸籍謄本又は 戸籍抄本 (2)申請者の属する世帯全員の住民票の 写し (3)補助対象経費に係る領収書等の写し (4)公 正証書の写し(全文が記載されているもの) (5)本人 確認書類(写真つき1点、写真なし2点)	要	公正証書を作成した日の 翌月の初日から6か月以 内
46	稲城市	子ども福祉部 子育て支援課	電話:042-378-2111 ファクス:042-377-4781	申請時点で稲城市に住所があるひとり親家庭 で、養育費の対象となる子どもを養育している 方 注意:過去に稲城市や他の市区町村で同様の 補助を受けている場合は、この制度を利用でき ません。 注意:申請者ご自身が負担された費用のみが 補助対象となります(領収書の宛名等で判断 します)。	公証人に支払う手数料(養育費の総額によっ て決まります) 戸籍謄本等の添付書類取得費用(戸籍謄本、 戸籍抄本、住民票の写しなどを公証役場にす る場合のみ) 連絡用郵便切手(公正証書作成の連絡に関 する場合のみ) 注意:公正証書の中で養育費の受け取り(支 払い)についての記載があることが条件となり ます。 注意:公正証書の中で養育費以外の項目があ り、費用が加算されている場合、補助対象と なるのは養育費部分のみとなります。 注意:必ず申請者名義の領収書を保管してく ださい。	申請者の戸籍謄本(養育している子どもの記載がな い場合は、子どもの戸籍抄本) 世帯全員の住民票の写し(世帯の全員が稲城市内在 住の場合は省略できます) 養育費を取り決めた文書の写し(公正証書、調停調 書・和解調書・判決書) 補助対象となる経費の領収書原本(返却できません)	なし	令和7年4月1日以降に作 成された債務名義(公正 証書、調停調書等)に限り ます。 債務名義(公正証書、調 停調書等)の作成日から 6か月以内の申請に限り ます。
47	羽村市			支援制度なし				
48	あきる野市			支援制度なし				
49	西東京市	子育て支援課	042-460-9840	(1)西東京市内に住んでいること (2)離婚を検 討中またはひとり親家庭であること (3)養育費 の取決めに係る20歳未満の子を現に養育し ていること (4)過去に同内容の補助を受けて いないこと ※令和6年4月1日以降に公正証 書を作成した者に限る。	(1)公証人手数料 (2)連絡用郵便切手代 ※ 上限5万円	(1)申請者本人と扶養児童の戸籍謄本又は抄本(発行 後3か月以内のもの)※公簿にて西東京市児童扶養 手当・児童育成手当の受給が確認できる者は不要 (2)世帯全員の住民票(申請書の公簿確認に同意した 者は不要) (3)対象経費の領収書 (4)公正証書の写 し (5)その他市長が必要と認めるもの	要	公正証書作成日から6か 月以内

養育費支給に関する支援制度のチェック項目(R7.7.7改訂)

(市区町村によって制度の内容が異なる可能性があるため、以下のチェック項目はあくまで基本的な項目の例示になります。)

番号	市区町村名	担当部署名	連絡先(電話番号、メールアドレス等)	支援制度の対象者 (支援の要件を含む)	支援の内容 (支給の上限金額等)	申請の必要書類 (作成手数料の領収書、 公正証書の写し等)	担当窓口に対する 事前相談の要否	申請期間
50	瑞穂町			支援制度なし				
51	日の出町	西多摩福祉事務所(ひとり親担当)	0428-22-1168	—	—	—	—	—
52	檜原村	西多摩福祉事務所(ひとり親担当)	0428-22-1168	—	—	—	—	—
53	奥多摩町	西多摩福祉事務所(ひとり親担当)	0428-22-1168	—	—	—	—	—
54	大島町	大島支庁	04992-2-4411 S0000046@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
55	利島村	大島支庁	04992-2-4411 S0000046@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
56	新島村	大島支庁	04992-2-4411 S0000046@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
57	神津島村	大島支庁	04992-2-4411 S0000046@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
58	三宅村	三宅支庁 総務課	04994-2-1311 S0000047@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
59	御蔵島村	三宅支庁 総務課	04994-2-1311 S0000047@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
60	八丈町	八丈支庁	04996-2-1111 S0000048@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
61	青ヶ島村	八丈支庁	04996-2-1111 S0000048@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
62	小笠原村	小笠原支庁 総務課	04998-2-2121 S0000049@section.metro.tokyo.jp	—	—	—	—	—
63	東京都	東京都福祉局 子供・子育て 支援部 育成支 援課 ひとり親 福祉担当	03-5320-4125 西多摩郡にお住まいの方は西多摩福祉事 務所に、島しょにお住まいの方は所管の各 支庁に申請してください。	離婚を考える父母、母子家庭の母、父子家庭 の父、寡婦であって、以下のすべてを満たす 方 (1)都内の町村に住所を有すること。 (2)養育費の取決めの対象となる子を現に養 育していること。 (3)養育費の取決めや取得に要する経費を負 担していること。 (4)過去に本事業による同内容の助成を受け ていないこと。 (5)他の自治体から同内容の助成を受けてい ないこと。	公証人手数料令に定められた公証人手数料	東京都養育費確保支援事業助成申請書 申請者及び養育する子の戸籍謄本又は抄本 世帯全員の住民票の写し 申請者が支払った補助対象となる経費の領収書等の 写し(クレジットカードの利用等クレジット会社を介して 支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書(ク レジット伝票の申請者控に領収者が必要事項を付記 したものを含む。))の写し 養育費の取決めを交わした文書の写し ADRによる合意が成立しなかったことが確認できる 資料	できるだけ申請の前に御相 談ください。	養育費の取決めを交わし た文書を作成した日(令 和3年4月1日以降に限 る。)から6ヶ月以内